

一般社団法人愛知県危険物安全協会連合会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人愛知県危険物安全協会連合会(以下「連合会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 連合会は、事務所を愛知県名古屋市に置く。

(目的)

第3条 連合会は、危険物関係施設の保守管理の徹底及び危険物の安全管理に必要な知識技能の普及に努めるとともに、危険物取扱者その他危険物業務に携わる者の健全な育成を図り、危険物に起因する災害の防止に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 連合会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 危険物による災害防止のための普及啓発に関する事業
- (2) 危険物に係る法令及び知識の周知に関する事業
- (3) 危険物取扱者その他危険物業務関係者を育成するための講習会に関する事業
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、愛知県内において行うものとする。

第2章 会 員

(種別)

第5条 連合会の会員は、次の2種とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正 会 員 連合会の目的に賛同して入会した市町村等を単位として設置されている危険物安全協会(同趣旨の団体で名称の異なるものを含む。)
- (2) 賛助会員 連合会の目的に賛同し、連合会を賛助するもので、理事会において推薦されたもの

(入会)

第6条 連合会の正会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、会長に退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。

2 会員が解散し、又は死亡したときは、退会したものとみなす。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議により、これを除名することができる。

- (1) 定款その他の規程に違反したとき。
- (2) すべての正会員が同意したとき。
- (3) 連合会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第3章 総会

(構成)

第10条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。
- 3 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第11条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員を選任又は解任
- (2) 各事業年度の事業報告、貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 会員の除名
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(開催)

第12条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 定時総会は、毎事業年度終了後3か月以内に1回開催する。
- 3 臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会を招集する場合は、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面によって、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第14条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第15条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第16条 総会の決議は、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 会員の除名
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) その他法令で定められた事項

(書面議決等)

第 17 条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決し、又は議決権の行使を委任することができる。この場合において、前 2 条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

2 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 18 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第 4 章 役員等

(設置)

第 19 条 連合会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7 名以上 13 名以内
- (2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を会長、2 名を副会長、1 名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって法人法第 91 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事とする。

(選任)

第 20 条 役員は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれか 1 名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事現在数の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。

4 監事には、連合会の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより、連合会の業務の執行の決定に参画する。

2 会長は、連合会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 常務理事は、会長を補佐し、連合会の業務を執行する。

5 会長及び常務理事は、毎事業年度ごとに 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職

務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、連合会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第 23 条 役員は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、補欠として選任された役員は、前任者の残任期間とし、増員により選任された理事の任期は、他の現任者の残任期間とする。

3 役員は、第 19 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

第 24 条 役員は、いつでも総会の決議によって解任することができる。

(責任の免除)

第 25 条 連合会は、役員は、法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問)

第 26 条 連合会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、連合会の事業と密接な関係のある者のうちから、理事会において選任する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

4 顧問の任期は、2 年とする。

(報酬)

第 27 条 役員及び顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 5 章 理事会

(構成)

第 28 条 連合会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 連合会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 連合会の業務の適正を確保するための体制の整備
- (6) 第 25 条に規定する役員の実任の免除

(開催)

第 30 条 理事会は、毎事業年度 2 回以上開催する。

(招集)

第 31 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する場合は、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第 33 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、定款に別段の定めのあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 35 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第 36 条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 21 条第 5 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、会長及び出席した監事が記名押印する。

3 前項の規定にかかわらず、会長の選定議案を内容とする場合は、出席したすべての理事及び監事が記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 連合会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) その他の収入

(資産の管理等)

第39条 連合会の資産の管理及び運用は、会長が行うものとし、その方法は理事会の決議により定める。

(経費の支弁)

第40条 連合会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第41条 連合会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 連合会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第43条 連合会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時総会において承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 前各号に係る附属明細書

2 連合会は、前項の定時総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(剰余金)

第44条 連合会は、剰余金の分配を行うことができない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 連合会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第47条 連合会が清算するとき有する残余財産は、総会の決議により、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号

に掲げる法人に贈与するものとする。

第8章 事務局

(事務局)

第48条 連合会の事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び職員を置く。
- 3 事務局長は常務理事をもって充て、職員は会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 連合会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由により前項の電子公告ができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第10章 補 則

(委任)

第50条 定款に定めるもののほか、連合会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（次項において「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 連合会の最初の代表理事である会長は服部英男とし、業務執行理事である常務理事は河根清とする。